

中小企業の知財・データ「上納」問題を深掘りする

調査拡大の背景 – データ価値の高まりと不公正取引の懸念

生成AI（生成型AI）の普及により、企業が保有する**データ**の重要性が急速に高まっています。AIは大量のデータを学習することで性能を向上させるため、知的財産として法的に保護されていない情報であっても他社にとって有用なケースが増えています^{① ②}。しかし、中小企業の中には自社データの価値に気付かず管理が不十分な例も多く、その結果、取引関係で立場の強い企業から**知財やデータの提供を事実上「上納」させるリスク**が指摘されています^{③ ④}。不当な取引によって企業が収益機会を奪われれば、将来の成長や新規事業の芽が摘まれてしまう恐れがあり、こうした問題への対処が急務となっています^{③ ⑤}。

このような背景から、公正取引委員会（公取委）は**取引上の優位性を利用した知財・データの搾取**に対する監視を強化しています。独占禁止法（独禁法）は、優越的地位（取引上の相手より優位な立場）にある企業が相手に不当に不利益を強いる行為を「優越的地位の濫用」として禁じています^⑥。具体的には、取引の相手方に対し「金銭、役務その他の経済上の利益」を一方的に提供させるような行為は独禁法上違法となり得ます^⑦。近年、特にデータやノウハウの提供を**契約交渉上で強要**するような事例が各業界で懸念されており、政府も包括的な実態把握と対策に乗り出しました^⑧。

公取委の全産業4万社を対象とする大規模調査の概要

公正取引委員会は2025年8月より、**全産業の約4万社**を対象に知的財産権や生産設備データの提供強要に関する実態調査を開始します^⑨。これは従来、製造業やスタートアップ企業を対象としていた調査を、**中小企業を中心に全業種へ拡大**するものです^⑩。調査は中小企業庁・特許庁との合同で行われ、業種偏りを避けるため無作為に抽出した企業にアンケート調査票を送付する第一段階と、今秋以降に当事者へのヒアリング（聞き取り）を行い取引実態を詳しく掘り下げる第二段階から構成されます^{⑪ ⑫}。公取委は、この全国規模の調査で収集した事例を分析した上で、必要に応じて**独禁法の指針（ガイドライン）に違反事例の具体例として反映**させることも検討しています^⑬。実際、調査で判明した悪質な事例については、2026年度以降の指針見直し時に盛り込む方向で検討が進められています^⑬。

本調査の目的は、**業種や企業規模を問わず知財・データ取引の実態**を把握し、公正な取引環境を整備することにあります。公取委・中小企業庁・特許庁という三機関の連携によって全業種の実態を網羅的に調べ、取引の透明性向上や企業の権利保護につながる仕組みづくりを目指しています^⑪。調査結果によっては、独禁法違反の恐れがある具体例をガイドラインに追記し、企業間取引で何が許されないかを明確化することで**未然の抑止**につなげる狙いがあります^{⑬ ⑭}。

明らかになった不公正な契約慣行の実例

公取委は本格調査に先立ち、2023年度末から2025年6月にかけて**予備調査**を実施し、中小企業に対する知財・データの不当要請事例を把握しました^⑮。その中で確認された典型的な「**優越的地位の濫用**」の疑いがあるケースには以下のようなものがあります^①：

- ・**成果物の知的財産権の一方的譲渡**: 複数のデザイン制作会社が、契約時に「納品した成果物の知的財産権は当然に取引先に帰属する」という条項への署名を求められていました^⑯。本来クリエイター側に帰属すべき著作権等まで契約で奪われており、成果物を作成した中小企業は将来その成果を活用して収益を得る機会を失っています^⑰。

- ・**二次利用ロイヤルティーの不払い**: イラスト制作会社からは、「キャラクター制作において二次利用時のロイヤルティー（権利使用料）が一切支払われなかった」との報告がありました¹⁸。大手側がキャラクターを再利用して利益を得ても、創作者側に追加の対価が支払われない契約になっている例です。
- ・**無償の技術指導・共同研究の強要**: 「技術指導」「共同研究」という名目で、発注側から**無償の労働提供や不利な契約条件**を押し付けられた事例も複数確認されています¹⁸。例えば、自社の有する専門的ノウハウを相手企業に無償で教えさせられたり、共同研究契約を結ばされたものの成果の権利は全て相手に帰属するといったケースです¹⁹。ある中小企業（ゴム製品業）は、自社の技術で開発した新発明について、寄与度に関係なく成果は全て取引先に無償帰属するとの契約書にサインさせられ、「**名ばかりの共同研究**」で**新技術を奪われた**と訴えています¹⁹。
- ・**営業秘密や業務データの提供強要**: 取引上優位な発注企業が、相手企業に対し**生産データや取引情報など機密データの提出**を求める例も報告されています²⁰。例えば、製造業者が注文内容に含まれない製造図面データまで提出を求められ無償提供したケースや²¹、建設機械メーカーとの取引で**仕入先リストや取引数量、QC工程表**など社内の機密書類を定期的に提出させられ、「応じなければ取引停止だ」と圧力を受けたケースがあります²¹。後者の企業では、何十年も前から品質認証の名目でこうしたデータ提供を強いられ、拒否すると是正勧告書を送りつけられて事実上提出を強要されていたといえます²¹。
- ・**その他の不当な契約慣行**: 上記以外にも、過去の調査では**秘密保持契約なしで機密情報提供を強要**されたり、**発注側が特許出願を差し止めるよう干渉**したケース、正当な対価を支払わず知的財産権を譲渡させるケースなどが報告されています¹。中小企業庁の調査では、「入札で不採用になったにもかかわらず、その際提出したデータを相手に無断利用された」（通信工事業者）といった被害例も寄せられており²²、一連の問題は製造業に限らず広範な業種で起きていることがうかがえます。

以上のような事例はいずれも、取引先（大企業や発注側）が取引継続や契約締結を“餌”にして、中小の相手方に一方的な不利益を吞ませる構図です。公取委はこれらを**優越的地位の濫用による不正な取引**とみなし、独禁法違反の可能性を慎重に調査しています⁶⁷。特にクリエイティブ産業や製造業の下請け取引では、このような不当慣行が中小企業の経営を圧迫し、産業全体の健全な発展を阻害しかねないと懸念されています³⁵。

新たに浮上した「データ提供強要」への懸念

今回の調査では、**産業データの提供強要**が新たな重点項目として加わりました²⁰。具体的には、製造現場の生産設備の稼働状況データや業務上の記録データなどを、取引先から不当に提供させられた経験がないかを企業に尋ねています²³。生成AIの台頭でデータの価値が高騰する中、こうした**産業データの「上納」**が将来的に深刻な問題となる可能性があるためです²⁴²⁵。

現に2025年に入り、提供先の合意なくデータがAIの機械学習に使われたり、新サービス開発に転用されたりするといったトラブル事例が国内外で増えていると報じられています²⁴。例えば、ある企業ではYouTube配信者が制作した字幕データ（テロップ）が無断でAIの学習素材に利用されていたケースや、社内の業務ログが許可なく外部AI開発に使われてしまったケースが確認されています²⁴。このように**データの無断流用**が起きると、提供元企業は直接の利益を得られないばかりか、顧客情報やノウハウの流出によってブランド信用や競争力にも大きな打撃となりかねません²⁶。

中小企業にとって、自社の持つデータやノウハウは**競争力の源泉**であり、新サービス創出や事業拡大の土台です³。それが正当な対価なしに外部に渡れば、模倣サービスを生み出されるなどして競争上の不利を被り、失った優位性を取り戻すのは困難です²⁷。特に人員や資金に限りがある中小企業では、一度機密データが流出・搾取されてしまうと、以降の市場競争で大企業に太刀打ちできなくなる恐れがあります⁵。

こうした事態を防ぐには、企業側も**データ管理の意識向上**と**契約段階での権利関係の明確化**が不可欠です^{28 25}。公取委の調査を契機に、中小企業が自社データの価値とリスクに目を向け、安易に提供せず契約書で利用範囲や帰属を定めるなどの自衛策を講じることが期待されています^{28 2}。

独禁法指針の見直しと今後の展望

公正取引委員会はこれまでも知的財産取引の適正化に向けた施策を講じてきました。2019年には製造業者を対象に実態調査を行い、前述のような不正事例を詳細に報告するとともに¹、「パートナーシップ構築宣言」のテンプレートに知財・ノウハウ項目を加える（2020年）など契約上の透明性向上策も推進しています²⁹。さらに2021年には「知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな型」を公表し、企業が適正な知財契約を結べるよう支援してきました²⁹。

しかし、現行の独禁法ガイドライン上で**知財・データの搾取に関する違反例示は限定的**であり、「営業秘密の開示強要」など一部のケースにとどまっているのが実情です³⁰。そこで公取委は、今回の大規模調査で得られた新たな事例を踏まえ、**AI時代に即した指針の強化**を検討しています³⁰。2026年度以降の改訂では、従来のガイドラインには明記されていなかった**データ提供の強要や知財搾取**といった行為も独禁法上明確に禁止される方向で議論が進む見通しです^{30 14}。

公取委は今後、中小企業庁・特許庁等と連携しつつ、市場の監視体制を強化していく構えです³¹。具体的には、不適切な契約条項で中小を囲い込むような**大企業への監視**や、収集した契約事例の分析を通じた**ガイドライン充実**、さらにAI技術も活用した**契約チェックの自動化・早期警戒システム**の構築など、多角的な取り組みが検討されています³²。実際、公取委は公式ウェブサイト上に生成AI市場に関する情報提供フォームを新設し、広く意見募集を継続するなど、新技術分野での競争環境維持にも乗り出しています^{33 34}。

中小企業への提言と影響

今回の調査は、中小企業にとって自社の知的財産・データ戦略を見直す契機ともなります。公取委による徹底調査と指針強化は、裏を返せば「これまでは黙認されがちだった契約慣行にもメスが入る」ことを意味します。中小企業側も最新の指針動向を注視し、**契約交渉力の強化**や**社内コンプライアンス体制の整備**を進める必要があるでしょう³⁵。例えば契約締結前に専門家へ相談したり、妥当でない条項には修正を求めるなど、受け身ではない姿勢が求められます。

一方、大企業側も不公正な取引慣行を是正し、**共存共栄のサプライチェーン**構築を目指すことが重要です。優越的地位の濫用是最悪の場合独禁法違反として制裁対象となるだけでなく、自社の信頼低下にもつながります³⁶。適切な契約と正当な対価支払いによって、中小企業の持つ知財・データを活用しイノベーションを促進することが、ひいては産業全体の競争力強化につながるはずです。

まとめ

公正取引委員会が開始した**全産業規模の実態調査**は、AI時代における中小企業の知財・データの守り方に一石を投じるものです。データと知財の価値が飛躍的に上昇するなか、従来の下請け慣行に潜む問題が「上納」という形で表面化しました²。今回の調査とその後の指針改定によって、営業秘密の強要やデータ搾取など具体的な禁止事項が明確化されれば、市場の公正性と透明性は一段と高まるでしょう^{30 32}。中小企業はこれを機に自社の知的資産の価値を再認識し、適切な管理と防衛策を講じることが求められます²。

最後に、この取り組みは単なる取り締まり強化にとどまらず、日本企業全体の**データリテラシー向上**と健全なイノベーション土壌の醸成につながることを期待されています³⁷。大企業・中小企業双方が公正なルールの下で協力し、正当な利益配分のもとで技術・サービス開発を進めていくことが、AI時代の持続的な経済成長に不可欠と言えるでしょう。

参考資料・出典：公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の知財取引実態調査報告書¹¹⁹、日本経済新聞（2025年8月18日付）¹⁶³⁸、公取委プレスリリース・ウェブサイト³³³⁶等。各種事例は政府資料および報道に基づく。

¹ ⁸ ¹⁹ ²¹ ²² ²⁹ [chusho.meti.go.jp](https://www.chusho.meti.go.jp)

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kigyo_torihiki/004/002.pdf

² ³ ⁴ ⁵ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ²⁰ ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ³⁰ ³¹ ³² ³⁵ ³⁷ ³⁸ 公正取引委員会が全産業4万社を対象に知財・データ上納実態を大規模調査 ～AI普及時代に問われる中小企業のデータリテラシーと独禁法の新指針～

<https://nikkeimatome.com/?p=65222>

⁶ ³⁶ If any of these things happened, our lifestyle would be in danger! Violations by companies | Japan Fair Trade Commission

https://www.jftc.go.jp/en/ippan/part2/act_06.html

⁷

<4D6963726F736F667420576F7264202D2081798CF6955C94C5817A313031313330834B8343836883898343839390AC88C45F4

https://www.jftc.go.jp/en/legislation_gls/imonopoly_guidelines_files/101130GL.pdf

³³ ³⁴ About the Report Regarding Generative AI, Version. 1.0 | Japan Fair Trade Commission

<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2025/June/250606.html>